

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

平成29年12月18日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 平成29年12月18日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議案の審査（市民環境部、健康福祉部、市民病院、教育委員会）

第143号議案	「質疑・討論・採決」
第144号議案	「質疑・討論・採決」
第145号議案	「質疑・討論・採決」
第146号議案	「質疑・討論・採決」
第156号議案	「質疑・討論・採決」
第157号議案	「質疑・討論・採決」
第173号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書」の提出を求める陳情	「討論・採決」
---	---------

出席委員（6名）

委員長	山崎祐一	副委員長	中西宏彰	
委員	齊藤竜也	鈴木長良	浅尾洋平	滝川健司
副議長	村田康助			

欠席委員 なし

傍聴者 1名

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院、教育委員会の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 菅谷亜実

開 会 午後 1 時30分

○山崎祐一委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、15日の本会議において、本委員会に付託されました第143号議案から第146号議案まで、第156号議案、第157号議案及び第173号議案までの7議案並びに議長から送付されました陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

それでは、第143号議案 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第143号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第143号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第144号議案 新城市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 内容に関する質疑でよろしいですね。

○山崎祐一委員長 はい、どうぞ。

○齊藤竜也委員 フットサルコートを更新し

つくり変えるということですが、現場においてもテニスコート兼フットサルコートとされているんですけれども、こちらはフットサルコート専用でない理由というものはありますでしょうか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今回の質問ですが、フットサルコートとテニスコートも兼用ですので、フットサルだけという特化してませんので、両方使えるということで今回は整備しております。

○山崎祐一委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 私の所感でもあるんですけども、現状のテニスコートの利用を考えて思うんですが、兼用にしてしまうときれいにされたほうでテニスを使うほうが、テニスで使う方もそっち使いたくなってしまって、利用が重なるということが懸念されるんじゃないかなという点と、テニスコートはほかにたくさんあるのでフットサルコートのほうはフットサル専用にして、建設されたほうがいいのではないかなと少し思ったものですから、その辺が兼用に、両方使えますよとしたのはどういった経緯からなったのかなということを確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今回の質問ですが、確かに委員言われるとおり、鬼久保広場のテニスコートについては、ハードのところとチップタイプのところと、今回非常に劣化して使えない部分と、非常にコートの数はたくさんあるわけですが、今後これからも整備計画に基づいてしていくということで、照明施設のついているテニスコートという利用の方法も違ったりだとか、今回人工芝という新しくつくるということで、恐らくそういうように偏りが出るかと思いますが、その辺はやっぱフットサルコートの利用の方とも調整をしながら、恐らく競合すると思いますけど、今

の施設でテニスコートは使っていただく部分と、今度新しい部分ということで、また次に整備するときにも同じようなことが言えると思いますので、その辺も含めてまた調整をとっていききたいと思います。よろしく申し上げます。

○山崎祐一委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 ありがとうございます。

今後利用しながら流れを見て調整していくよということで、理解させていただきました。

もう1点なんですけれども、よく都会とかにあるフットサルコートというのは、2面とか3面フットサルコートがあって、時にはそれを横に合体させて使って、フットサルではなくてもサッカーをやってしまうというような形にもできたりするんですけれど、そういったことってできるんですか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今回のコートにつきましては、公式用の18.5メートルと34メートルの2面ですので、それを合体して1面の広さの大きさをサッカーができるということについては、使用はできないということで、そういう貸し出しはしませんということでお願いします。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 利用料金のことでお伺いしたいんですが、本会議のところでもテニスを使う方の料金を基準にしてフットサルコートの利用料金を出したということだったんですが、千円ということなんです、簡単でいいので、ちょっとその利用料金を設定したことを少し伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 本会議でも説明させていただきましたとおり、テニスコートも個人という使用の中で、今回フットサルにつきましても個人でも楽しめる、複数おれば

もちろんこの内容的に競技とかそういったものに対して対応できるということで、現在1人当たり百円という、テニスを利用している方について。それを複数でやるということで2百円というような形で、今回フットサルについては1チーム5人ということで、相手がおれば10人ということで試合をやった場合に大体千円かかるということで、1時間千円という形で今回は利用設定させていただきました。

もちろん市内の方をそういった安価な利用料でということで、もちろん市外から来られる方につきましては、1.5倍という形で、イベント、大会等開かれるというようなことでありましては、また2倍ということで、営利目的の場合は3倍というような形で料金のほうはさまざまに利用していただくために考えさせていただきました。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

そういう形で、テニスコートを基準にして適正な料金を設定したよということだったと思うんですけど、お聞きしたいんですけど、自分もフットサルやってるわけじゃないものですから素人考えで大変申しわけないんですが、フットサルのチームは10名でやるという想定だったんですが、例えばその5名が練習で使いたいというときには、やはりそれでも5人使うという形でも1時間当たり千円を徴収するという理解でいいか伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今言われたとおり、少人数でやっても最大ゲームをやるところまでの利用で料金は設定しておりますのでよろしく願いいたします。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そういう形で、3人でも1時間千円だよということだと思います。そこはわかりました。

あと、このフットサルのコートをつくった今後なんですけど、利用者の見込み数とか需要というのはどんな感じで市としては考えているのか、そこら辺のところわかりましたら教えてください。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 利用状況の試算ですが、特に今回の新しいフットサルコートができたことで何人というのは見込んでいませんが、ただし鬼久保広場、今度のB&Gのあそこの拠点施設、作手の施設としては、新しいそういったフットサルコートということで、もちろん屋内ではなくて今回屋外でやれるというその中で、楽しみ方が違うということで、その辺も含めて、現在新城市内ではまだフットサルチームができておって、やりたい、やりたいというような大きな声はないんですが、豊川、豊橋あたりですともうメンバー登録で年間通じて非常に活発に活動されておるといことで、恐らく新城の愛好者もそちらに行って今やっていると思いますので、今度作手につくるということでもありますので、やはりこの寒い時期よりも冬の合宿だとかそういった形で皆さん来ていただけるということで、今後、試算はしてませんが、恐らく利用者はたくさんいるということを想定しております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 青年の家の体育館でフットサル、確か利用されてました。その辺の実態と状況を把握されてますでしょうか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 青年の家では、今委員言われたとおり、愛好者が集まって練習みたいにやっておられます。もちろんゴールもないものですから、カラーコーンを置いてそこでゲーム方式で楽しんでいるのが実態であります。

とって、そのフットサル愛好者が青年の家を貸し切ってもう頻繁にやっているということはないものですから、今回そういった場所ができることによってそちらに皆さん、出かけていただくとありがたいなと思っております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私も本当こういうフットサルだとか、テニスだとか、皆さんが健康になるような形でスポーツできるような形になるというのはほんとによりよいことだし、すごくいいなと思っております。

済みません、今質疑でちょっと気になったんですけど、新城市内にこのフットサルチームっていうのが幾つあるのかとか、そういうフットサルチームが市内に登録とかっていう形で何か把握されているチームというのは何名かいるのかどうか、伺いたい。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 先ほど言ったように、新城ではそういった協会もなく、愛好者もまだつかんでない状態で、ただ市民の声としてはそういったやり場所がという話があったものですから、今回いろいろ、近隣の市町村に聞いてみると、やっぱりフットサルというのはミニサッカーということから、今フットサルという非常に競技的にも注目されておりますので、そういったことで市内ではまだクラブチームだとかは把握はしてありません。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第144号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第144号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第145号議案 新城市作手B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

滝川委員。

○滝川健司委員 艇庫ってという表現と一人乗り、二人乗りってという表現と、艇ならわかるんですけど、艇庫ってという艇を入れる入れ物ですよ。それで、艇庫が書いてあって一人乗りって書いてあるもので、ちょっと表現が違ってたのか、その辺がよくわからない。

それはいいとして、一人乗りが何艇あって、二人乗りが何艇あるんですか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今の質疑であります。カヌーの種類でよかったですか。今、艇庫ってというのが作手の巴湖にありますカヌーをしまっているところの倉庫に当たります。そこに置いてあるのが、今年度5艇を入れましたので、一人乗りが28艇、二人乗りが4艇になっております。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 もともと小中学生は無料と書いてあって、艇庫の使用料を徴収しないという理由になっているんですけど、プールだけになって、表が変わってるんですけども、もともと無料だったんですね。それで、改正の理由は艇庫の使用料を徴収しないというのは、何か表現がおかしくない。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 今委員が言われたとおり、その文言自体が違っておったという解釈で今回整理させていただくと。艇庫というのは、カヌーがしまっているところであって、カヌーを貸し出すというこの文言は、適切じゃないということでありました。

今までも、カヌーを貸し出して使用料はとっていませんので、現在、艇庫で利用させていただいているのは、親子カヌー教室だとか、海の日だとか、あとカヌー教室という形で参加料として保険料を含む中でやっておった参加料ということで、使用料はとっていなかったということで今回、ここから条例の整備をさせていただいて削除させていただくということで、今回市民に供用していないということで提出させてます。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 確かに艇庫ってなってるのに、何で一人乗り、二人乗りがあるのかなって不思議に思ってたんですけど、ちょっと整理していただいたということなんですけども。

それで、市内の小中学生及び就学前使用料は無料、プールはそうやって書いてありますけども、これは艇のほうは、市内市外関係なく無料にしちゃうということですか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 使用料につきましては無料という考え方で、ただ、教室だとかイベントの場合は、参加料ということで市内の小中学生に参加していただく場合も参加料は徴収するという形で、今までもそうっておりますのでよろしくお願いいたします。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 教室の場合はいただくけど、貸し出す。

〔「貸し出すってことはないってことなんですかね」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員 市内の小中学生がする場合は無料ですよ、じゃなくて、教室をやるときは有料ですか。で、市外の小中学生は有料で

すか。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 カヌーについて今までも使用料をとってないということで、艇庫も使用料はとってないということで、この条例の表の文言につきましては、適切じゃないので削除させていただきます。よろしくをお願いします。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今の滝川委員の話でほとんどわかったんですが、ちょっと整理なんですが、資料請求でB&G海洋センターの利用状況、出させてもらったんですが、この艇庫って書いてある利用状況、例えば平成29年度には880利用があったということですけど、これは別に利用料金をとっていないという形で利用実績としては88日なのかわかりませんが、そういう理解でよろしいということでしょうか、伺います。

○山崎祐一委員長 熊谷生涯共育課参事。

○熊谷和志生涯共育課参事 使用料はとっていませんが、参加料だとかはとっておりますので、人数はこのように利用者がおったということでこの利用状況の表からは、人数は整理させていただいております。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第145号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第145号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第146号議案 新城市民病院看護師等修学資金貸与条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 第2条(3)のその他病院事務の運営に必要な医療従事者として市長が規則で定めるものとありますが、その市長が規則で定める必要な医療従事者とは何を想定していますでしょうか。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 今回規則で考えておりますのは、看護師だけではなくて当然薬剤師、それから診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士等を想定しております。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今回、薬剤師っていうのをちゃんとしっかり(1)で入ってますけども、今言われたその他の従事者というのが規則で定めて、そういった資格を取る場合もこの修学資金がもらえるということを、そういう資格を取ろうとしている人たちに伝わる状況になっているのかなっていないのか。今言われた、臨床検査技師だとか、そういった。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 当然、募集修学資金として貸し付けを行っていくときには、その周知を行います。その際には、規則ではのせていくわけですがけれども、実際に市民病院として修学資金を貸与して、要は採用計画等を勘案しながら行っていきますので、その修学資金を募集する段階で、例えば診療放射線技師の学生さんを募集をするかどうかというのは、その時点で検討しますので、全てに対して常に修学資金の貸与をする方を募集して

いくという考えではありません。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 あと、薬剤師の今資料請求で採用人数とかありますけど、現状の市民病院の体制で薬剤師が不足しているからこういう形になっておりますけど、充足率とかどうかどれだけ必要なかというその辺の医薬分業の状況になっておっても、どこまであと何人ぐらい薬剤師が必要とかその辺の環境はどうなっているんでしょうか。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 資料として提出させていただきました平成27年度4月1日時点で7名となっております。この7名は確保したいというのが病院の考えであります。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 今の医療体制というか医師の状況ですとか、入院患者全体にならしてみても、7名は確保したいというのが状況、それで現状が今平成29年度は5名で、募集が若干名、平成30年度もそういう予定でちょっと横線引いてありますけども、まだ不足しているというのが現状ですね。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 不足しているという状況であります。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 基本的なことなんですが、この条例を出した主な内容、簡単でいいのでもう一度伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 議案説明会でもお話をさせていただきましたけども、市民病院では医師不足というのは当然不足しておるわけですが、それ以外の看護師であったり、今回出させていただいた薬剤師はじめ、医療技術職の確保も、要は人材の確保に非常に苦勞をしております。

特に、一番喫緊で課題となっているのが医師を除けばやはり薬剤師であるというところから、薬剤師を早急に確保したいというところからこういったことを提出をさせていただいたところになります。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ほんとに、医師不足、看護師不足はさることながら、ほんとに薬剤師もすごく少ないんだという状況で今回出されたんだなとわかりました。

私も、消滅可能性都市とか人口減少を食い止めるため、やっぱり医療とかそういった福祉をよくしないとだめだなと常々思っているんですが、奥三河の設楽町や東栄町を見ても、こういった看護師も医師不足も含めて薬剤師が少ないんだということをよく聞くんですが、今回こういった、全国的にもそうなんだと思うんですが、新城では7名定員のところまだ5名しか確保してないということであと2名は必ず欲しいということで、こういった手だてもしているかと思うんですが、今市としては薬剤師が集まらない理由というのはどのように考えているのか、わかったら伺いたいと思うんですが。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 薬学部は愛知県内に4大学ありますけれども、その学生さんを集めたゼミナールというか、就職説明会というのがあってそのアンケートを見たことがあるんですけども、現状ではドラッグストア、調剤薬局さんのほうに非常に人気が集まっているというような状況であります。

それは、給料、初任給でなんですけれども、市内に幾つかドラッグストアさん、ありますけれども、比較してみますと最大で10万円の初任給の差が出ております。調剤薬局さん、あとは病院でありますので、日当直という仕事が入ってきます。ドラッグストアさんは当直がありませんので、そういったところから

病院の薬剤師というのは、なかなか集まらないということになっているのではないかと、私は考えております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。大変、リアルなデータとかそういったドラッグストアの状況とかも教えていただいております。

あと、一つ気になったのは、薬学部が6年制になったものですからそういった4年から6年ってこの2年間のタイムラグとか、そういったことも集まらないというか、その部分薬剤師になる人が少ないということもあるんでしょうか。そこら辺、もしもわかったら教えていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 6年制になったというのは、今の病院に勤務している多くが6年生の大学、薬学部の卒業でありますので、それは余り影響していないのかなと思いますけれども、先ほど病院の薬剤師が集まらないというお話をさせていただきましたけれども、それは新城に限らず豊橋、豊川、蒲郡でもそういった状況、募集した人数まで集まっていないというようなお話を聞いておりますので、4年制から6年制になったということが主な原因ではないのかなとは考えております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

ほんとに、民間のドラッグストア、また当直が少ないし、そっちのほうで楽だしという言葉や表現あれですけど、責任もちょっと少ないかなという形で、給料も高いしということで、結構偏在というかそういったのがあるのかなというふうに思いました。

これがもしもすごくいいことだとは思いますが、これが通った場合なんですけど、ほんとに薬剤師も含めてですけど、ほかのMEだとか、レントゲン技師も含めるということですので、しっかりこうした貸し付けの条件

の制度があるよということを周知をしっかりと広くやっていただきたいんですが、その状況とか見通し、伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 今回の条例は、施行は当然平成30年の4月1日ということなので、3月定例会でもいいわけですが、やはり周知期間、PRをしていきたいということで今回の12月定例会に提出をさせていただきました。

それで、定例会で御承認いただいた後は、平成30年4月1日からこういった制度を新城市市民病院として行っていくということをホームページはじめさまざまところでPRをして、確保に努めていきたいというところであります。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 他市の市民病院で、類似の条例があるのか。それで、こういったもので実績として薬剤師の確保につながったのか、その辺の県内の状況も含めてどうでしょう。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 愛知県内にこういった薬剤師、公立病院ではありますけれども、薬剤師に対する修学資金を貸与しているという病院は1つありません。ただ、全国的に見ますと、北海道から九州まで行っている病院、自治体はありまして、金額でいきますと5万円から15万円まで、さまざまな状態ではありますけれども静岡県でも行っております。愛知県が公立病院では新城市市民病院が初めてという形にはなります。

○山崎祐一委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 では、よそで事例がある場合、そういった事例、実際に利用されて薬剤師として採用につながったという実績も確認されていますか。

○山崎祐一委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 申しわけございません。そこまではちょっと確認はしておりま

せん。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第146号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第146号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第156号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 これの議案のほうは、し尿の本体部分の入札のかかわる議案だと思うんですが、素人目で大変申しわけないんですが、入札状況のほうを見ますと、非常に活発に行われててすごくすばらしいなというか、いいなと思ったんですが、ここの第156号議案のこの一般競争入札のやり方として、限定付きもしくは条件付きの一般競争入札で行ったということによろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 契約検査課のほうに依頼をしまして行っております。その前に入札審査会というのがあったんですが、市内業者ということで建設業、総合建設業ということでしております。

○山崎祐一委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 市内業者に限るとい、限

定付きで一般競争入札をしたということだと思うんですが、そういうふうな形でやれば、市内への経済的な活性化にもつながるし、非常に私はいいかなと思うんですが、そういう形も含めて市内業者で限定の一般競争入札も含めて契約検査課とも調整しながらやったという形で理解してよろしいでしょうか。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 そのとおりでお願いします。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第156号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第156号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第157号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回の第157号議案についてなんですが、ちょっとこれも入札にかかわることなので確認というかわかったらいいんですが、今回の入札状況を見ますと、1社が失格というような形で書いてあるんですが、一般的にこの失格というには何か条件とか、要件というものはあるのか、わかったら伺いたいと思います。

○山崎祐一委員長 佐々木生活環境課長。

○佐々木敏宏生活環境課長 こちらもやはり契約検査課に入札を依頼して行ったものでございます。1社失格というのは、最低制限価格を割ったということでありますので、よろしくをお願いします。

○山崎祐一委員長 よろしいですか。

○浅尾洋平委員 わかりました。

○山崎祐一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第157号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第157号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第173号議案 新城市養護老人ホーム寿楽荘及び新城市デイサービスセンター寿楽荘の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第173号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。

よって第173号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情審査のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時10分

○山崎祐一委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

陳情者、愛知保育団体連絡協議会会長、本田たみ代氏から提出されました、国に対して「待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

本件につきましては、参考人の出席を依頼いたしましたが、都合により欠席との連絡がありました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤竜也委員 今回の陳情に対して趣旨採択という形の意味を表示したいんですけども、内容としては新城市においては、民間の保育士がいるわけではないので内容に対する浸透度というものがなかなか感じられないんですけども、今現状の新城市に対しても、私自身も保育士の質であったりとか、そういった処遇というものは改善が必要であるというところは、内容としては受け入れられる点もございますので、そこは理解できるんですが、先ほども言いましたように、実際に新城市が待機児童で困っているかとかそういったところに関しては、なかなか理解が及ばない点もありますので、趣旨という形は採択できるかなという形で意思表示させていただきたいと思います。

○山崎祐一委員長 ほかに討論ありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、採択をお願いしたいという立場で討論させていただきたいと思えます。

こちらの陳情書の内容を見ますと、待機児童解消、保育士等の処遇改善のための財源確保を求める意見書ということで、新城市から国に手厚い労働条件、保育士さんの状況をしてほしいという意見書を出してほしいという内容だと思います。

ひな型の国に求める財源確保を求める意見書の中を読まさせていただきますと、国は6月、新たな待機児童解消プラン「子育て安心プラン」を公表したが、その解消期限は2020年度末とされ、2017年度末での解消を断念、実質3年先送りされることとなった。待機児童の解消をはじめとした保育・子育て環境の整備は、子どもが日々成長する存在であることを考えると、まさに「まったなし」の課題である。

いま必要なことは、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の改善による「保育の質」の確保など、総合的な対策をすすめることである。

よって、国におかれては、予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、以下について要望する。

1、待機児童を解消し、地域の子ども・子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画をたて、必要な財源を確保すること。

2、保育士等職員の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために必要な財源を確保すること。ということで、国に一生懸命求めて、財源を出してほしいという要望ですので、やはりこれは新城でも賃金の低い保育士さん等々もまだやっばりいますから、全国でこういったものが国に出せれば、非常

に国も動いていくかなということ、市の独自二元代表制の市議会としても、提唱どどん国にいて、改善できればなという趣旨が私はわかりますので、採択していただければと思って討論とさせていただきます。

以上です。

○山崎祐一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山崎祐一委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決いたします。

ただいま趣旨採択と採択の両論の討論がありましたので、起立により採決いたします。

はじめに、本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山崎祐一委員長 起立多数と認めます。

よって本陳情は、趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の全ての審査が終了いたしました。

この際、委員長からお諮りいたします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎祐一委員長 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時16分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 山崎祐一